東海旅客鉄道株式会社ICカード乗車券運送約款の一部改正

(EXサービス運送約款の一部改正等に伴う改正)

現行

(前略)

旅客及び荷物営業規程(平成2年10月1日社達第44号)第6条第14号の規 定に基づき、ICカード乗車券運送約款を次のように定める。

(中略)

(適用範囲)

第2条 ICカード乗車券による当社線に係る旅客の運送及びTOICA乗車 券等についてのサービス内容とご利用条件は、この約款の定めるところにより ます。ただし、ICカード乗車券をEXサービス運送約款(平成20年3月社通 達第73号) 第2条第1項第12号に定めるEX-ICカード等として使用する 場合(以下「EX-ICカード等としての使用」といいます。)については、E Xサービス運送約款の定めるところによります。

(中略)

(用語の意義)

- 第3条 この約款における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとしま す。
- (1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道線をいいます。

(中略)

(5) 「EX-ICカード」とは、EX約款第2条第1項第8号に規定するもの をいいます。

(中略)

(TOICA乗車券以外のICカード乗車券による乗車等の取扱方)

- 第46条 TOICA乗車券以外のICカード乗車券のうち、次の各号に掲げる ものについては、当社線内において乗車等の取扱いを行います。
 - (1)北海道旅客鉄道株式会社が発行したKitaca乗車券及びKitac a 定期乗車券

(中略)

PORT及び第1項第3号に規定するWelcome Suica乗車券(以

改正

(前略)

旅客及び荷物営業規程(平成2年10月1日社達第44号)第6条<mark>第1項</mark>第14 号の規定に基づき、ICカード乗車券運送約款を次のように定める。

(中略)

(適用範囲)

第2条 ICカード乗車券による当社線に係る旅客の運送及びTOICA乗車 券等についてのサービス内容とご利用条件は、この約款の定めるところにより ます。ただし、ICカード乗車券をEXサービス運送約款(平成20年3月社通 達第73号) 第2条第1項第13号に定めるEX-ICカード等として使用する 場合(以下「EX-ICカード等としての使用」といいます。)については、E Xサービス運送約款の定めるところによります。

(中略)

(用語の意義)

- 第3条 この約款における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとしま す。
- (1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道線をいいます。

(中略)

(5) 「EX-ICカード」とは、EX約款第2条第1項第9号に規定するもの をいいます。

(中略)

(TOICA乗車券以外のICカード乗車券による乗車等の取扱方)

- 第46条 TOICA乗車券以外のICカード乗車券のうち、次の各号に掲げる ものについては、当社線内において乗車等の取扱いを行います。
 - (1)北海道旅客鉄道株式会社が発行したKitaca乗車券及びKitac a 定期乗車券

(中略)

7 第3項の規定にかかわらず、第1項第2号に規定するPASMO PASS 7 第3項の規定にかかわらず、第1項第2号に規定するPASMO PASS PORT及び第1項第3号に規定するWelcome Suica乗車券(以

現行	改正
下「訪日外国人旅行者等向け I Cカード乗車券」といいます。) については、第	下「訪日外国人旅行者等向けICカード乗車券」といいます。)については、第
21 条第1項、第22条 <mark>第1項</mark> 第3号及び第23条第2項の規定は準用せず、以	21 条第1項、第 22 条第3号及び第 23 条第2項の規定は準用せず、以下のと
下のとおり取り扱うこととします。	おり取り扱うこととします。
(以下略)	(以下略)

附則

この通達は、令和4年6月25日から施行する。